

○生活保護法の規定における指定介護機関の取り扱いについて

平成26年7月23日作成

		【参考】 旧法(～H26.6.30)	新法(H26.7.1～)
1. H26.7.1以降、 新たに介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けた事業所	①生活保護の指定を必要とする事業所	申請必要(指定)	申請不要 (みなし指定)
	②生活保護の指定を必要としない事業所		申出書(別添様式)
2. H26.6.30迄に、 既に介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けた事業所	③H26.6.30迄に、 既に生活保護の指定を受けている事業所	申請済(指定) →	(みなし指定)
	④H26.7.1以降、 生活保護の指定を必要とする事業所		申請必要(指定)
	⑤生活保護の指定を必要としない事業所		

介護保険法の規定による指定又は開設許可を
受けようとする介護事業者の方へ

生活保護法の一部改正により、平成26年7月1日以降、介護保険法の規定による指定又は開設許可がなされた場合には、生活保護法の指定介護機関として指定を受けたものとみなされます。

なお、生活保護法の指定介護機関としての指定が不要な場合（※）には、別紙申出書に必要事項をご記入のうえ、下記まで提出してください。（生活保護法第54条の2第2項）

（提出先）

〒850-8570 長崎市江戸町2番13号

長崎県 福祉保健部 福祉保健課 保護班

（電話）095-895-2418

※ 生活保護法の指定を不要とした場合には、生活保護を受けている方に対する介護サービスを行うことができませんので、十分ご注意ください。

申 出 書

生活保護法第 54 条の 2 第 2 項ただし書の規定に基づき、生活保護法第 54 条の 2 第 2 項に係る指定介護機関としての指定を不要とする旨申し出ます。

1 介護機関の名称及び所在地

名 称 _____

所在地 _____

2 介護機関の開設者及び管理者の氏名及び住所

・ 開設者の氏名及び住所

※開設者が法人の場合には、法人名・代表者名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

氏 名 _____

住 所 _____

・ 管理者の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 _____

3 当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類

事業の種類 _____

平成 年 月 日

(申出先) 長崎県知事

住所

申出者 (開設者)

氏名

印